4　法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（金融商品取引業等として高速取引行為を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置がとられていることとする。

（高速取引行為者以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売買等の委託を受ける行為に準ずるもの）

第百十六条の四　法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　高速取引行為に係る業務の停止の命令を受けている高速取引行為者（令第十六条の四の二に定める者を含む。次号において同じ。）が行う当該高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託を受ける行為

二　高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることを確認することができない高速取引行為者が行う当該高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託を受ける行為

三　法第三十八条第八号に規定する高速取引行為者以外の者が行う高速取引行為（法第二条第四十一項第三号に掲げる行為に係るものに限る。以下この号において同じ。）又は前二号に規定する高速取引行為者が行うこれらの号の高速取引行為に係る同項第一号に掲げる行為

（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～四十　略］

［2～32　略］

（事故の確認を要しない場合）

第百十九条　法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～七　略］

八　和解が成立している場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場合

［イ・ロ　略］

ハ　ロの支払が事故（法第三十九条第三項に規定する事故をいう。以下この条から第百二十一条までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補塡するために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が金融商品取引業者等に交付されていること。

九　事故による損失について、金融商品取引業者等と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場合（前各号に掲げる場合を除く。）

イ　［略］

ロ　イの支払が事故による損失を補塡するために行われるものであることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会（金融商品取引業協会により任命された複数の委員（事故に係る金融商品取引業者等及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。）により構成されるものをいう。）において調査され、確認されていること。

［十・十一　略］

［項を加える。］

［条を加える。］

（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～四十　同上］

［2～32　同上］

（事故の確認を要しない場合）

第百十九条　［同上］

［一～七　同上］

八　和解が成立している場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合

［イ・ロ　同上］

ハ　ロの支払が事故（法第三十九条第三項に規定する事故をいう。以下この条から第百二十一条までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が金融商品取引業者等に交付されていること。

九　事故による損失について、金融商品取引業者等と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合（前各号に掲げる場合を除く。）

イ　［同上］

ロ　イの支払が事故による損失を補てんするために行われるものであることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会（金融商品取引業協会により任命された複数の委員（事故に係る金融商品取引業者等及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。）により構成されるものをいう。）において調査され、確認されていること。

［十・十一　同上］